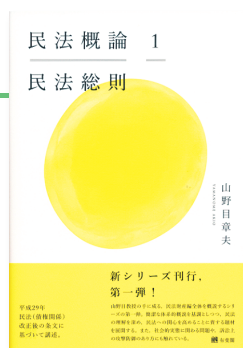


民法概論 1 民法総則

山野目章夫

2017年12月発売／394頁／本体3200円＋税
A5判／並製



編集
担当者
から

山野目章夫教授の手に成る，民法財産編全体を概説するシリーズの第一弾です。簡潔な体系的概説を基調としていますが，民法の理解を深め，民法への関心を高めることに資する題材を展開しており，加えて，社会の実態に関わる問題や，訴訟上の攻撃防御のあり方にも触れています。

全体が論旨明快で理解しやすい文章で書かれており，また，無理なく通読できる分量ながら読み応えも十分ですので，初学者からじっくりと学びたい読者まで，幅広い方々に受け入れられていることを期待しています。

なお，本書は，平成29年民法（債権関係）改正後の条文に基づいて講述されています（同改正は，2020年6月までに施行されます）。

シリーズの構成は，以下のとおりです。

民法概論2 物権／3 債権総論／4 債権各論
(T.T.)

Point!

P

「課題の設定」→本論→「課題の考察」の順に読み進んでいきます。

第4節 錯誤

二つの種類の錯誤を学ぶ

課題の設定

これから買うかと考えているマンションは，小高い丘にあり，海を眺望することができ，自分が住み始めると，この景色は変わらないであろう（と，あなたが思いこんでいるにすぎないではありませんか）。だから，買う。それに，近くに高い建物は作れないと聞いている（だから聞いたのですか，噂にすぎないかもしれません）。それも，良い。だから，買う。この考え方は，まちがっていますか（まちがっていない，と直ちに言っておけることが難しいと感じてみますね）。

62 錯誤の意義

意思表示をするうえでの認識について表意者に過誤があり，その過誤を表意者が知らずに意思表示がされることが，**錯誤**である。その効果は，表意者が意思表示を取り消すことができることである。

錯誤には，二つの種類のものがある。

第一に，**正意の錯誤**は，表意者が，表示している内容を正確に認識してされなければならない（前述54の正意の錯誤の成立の論議を参照）。正確に認識するならば，それが，自分が考えていること，つまり内面的効果意思の内容と一致しているかどうか，を知る事ができる。反対に，表示しようとしている内容，つまり権利義務に關し意思表示の内容にしようとしているものを正確に把握していないとき，そこに錯誤がある。これが，**意思不存の錯誤**である。代金を100ユーロとする売買契約の申込みをしようと考えている者が，申込みを表示する書面に100ドルと誤記される記載をしていることに気づかないまま書面を提出することが，これに当たる。この場合において，相手方がした承諾の意思表示もまた100ドルの意味で理解されるときに，申込みと承諾が一致するから契約は成立する（522条1項）けれども，申込みをした者が錯誤を理由とする取消しをして契約の効力を否定することに違が認められる（99条6項4号）。

第二に，法律行為の基礎とした事実についての事実が真実に反する

第7章 意思表示

たゞは，150万円の限度で贈与義務を負う，ということは基礎されてよい。しかし，Aが所有する土地を目的として，代金を1500万円としてAがBに売る旨の契約が成立した場合において，Bの意思が150万円であったときに，Bは，売買契約を取り消して，150万円で購入，という効果を主張することができる，というところ，それは，おかしな，やや取捨してこの話を進めなければならない，というのであれば今後はAのほうで，150万円が代金になるということについて錯誤があった，ということを出し出すであろう。所詮，この話は代金額の交渉に実質的に成功しなかった場面であり，全部の取消しを認めて，取引をゼロリセットすることがよい。

契約の基礎

暮らしのなかには，さまざまな思い違いがある。また，人生には，思いうちが違ふことが山ほどある。それらのすべてが民法の錯誤になるものではない。

民法を学び始める人たちに，よく見られる事象の一つとして，とにかく錯誤の問題にしたがる傾向がある。学校の先生もねんて錯誤の問題を出す傾向があるから，なにが錯誤に引き寄せて答案を書くことなどかなるのではないかと，思い込む部分があるのかもしれない。

しかし，日常の言葉でいう錯誤はともかく，民法の錯誤は，法律行為を取り消すことができる，という法的な効果を導くことと相当であるか，という観点でなければならぬ。法律行為のなかでも，契約の場合には，他方の当事者という者がいる。その人との間において，ある情報が正確であるという不幸な出来事からたらされるかもしれない危険を共有してよい，という場合が錯誤の取消しを認めてよい場合である。勝手に心のなかで，眺望が成るかもしれないマンションだから売却，と信じ込んでいて，それが裏切られたら錯誤であるということにはならない。

もう一つ，不正確な情報をもたらす危険というとき，その情報は現在の情報でなければならない。近くに高い建物を建てる計画は（1）ないという情報を基礎として契約をしたのに，真実は建物のプランが決められていたという場合が錯誤の問題である。2番の土地をもっている者が，一方にマンションを建て，他方は畑として用いるから高い建物を建てるつもりはない，と定めていたのに敷地したら気が変わり，建物を建てた，という話は，まったく別の話である。